

令和6年度第2回横須賀市再犯防止対策連絡会議全体会 会議録（要旨）

1 日時 令和7年1月21日（火）14時から16時8分まで

2 場所 横須賀市消防局庁舎 災害対策本部室

3 出席者

委員 中原委員、戸澤委員代理、中丸委員、久保田委員、實福委員、鍛冶委員、大野委員、
泉水委員、金委員、米澤委員、芳賀委員、清水（俊）委員、松尾委員、中島委員、
清水（千）委員、佐藤委員、橘委員代理、日下委員（座長）

事務局 市民生活課 杉田主査、下田

4 資料

資料1 令和6年度横須賀市再犯防止対策連絡会議委員名簿（令和6年9月修正版）

資料2 勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整

資料3－1 令和4年 横須賀市地域別刑法犯認知件数

資料3－2 令和5年 横須賀市地域別刑法犯認知件数

資料4－1 令和4年 神奈川県内 刑法犯罪名別市区町村別認知件数

資料4－2 令和5年 神奈川県内 刑法犯罪名別市区町村別認知件数

資料4－3 令和6年 神奈川県内 刑法犯罪名別市区町村別認知件数

5 議事

設置要綱の規定により市民生活課長が座長に就任。あいさつののち、会議の原則公開を確認して議事に移った。

（1）検察庁において入口支援を実施した対象者のその後の状況、現況について

大野委員から、議題の趣旨等について説明の後、中原委員から、資料2に沿って勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整及び、令和6年の検察庁からの事前相談の内容等について説明。

【主な意見等】

（中原委員）

保護観察所では令和6年の1年間に、検察庁から事前相談として21件の相談があった。このうち実際に生活環境調整をして更生緊急保護の申出まで辿り着いたものが15件である。このうち、更生保護施設に入ったケースが4件、自立準備ホームに入ったケースが5件、施設では難しいと、生活環境調整の段階で精神科の病院を調整して、入院となったケースも1件あった。

また、15件のうち知的障害を持っている方が4件、精神障害を持っている方が6件、65歳以上の高齢の方が3件、その他身体障害や発達障害がある方もいた。更生保護施設や自立準備ホームに委託した後に、本人の希望を聞きながら、高齢者向けのUR住宅に自立していただいたケースや、住み込み就職に繋がったケースもあるが、うまくいったケースばかりではなく、委託先から所在不明になり、探しているうちに警察から連絡があって、再度の生活環境調整を

したケースもあった。

(中島委員)

入口支援として、地域福祉課が力になれるのではと思っていることとして、認知症やアルコール依存症、精神疾患等により、判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用支援がある。親族がいないか、親族がいても支援を受けることができない場合は、横須賀市長が本人、家族に代わり家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所によって後見人が選任されれば、福祉サービスの利用契約や財産管理などについての支援を受けることが可能になる。後見人が選任されれば、コンスタントなコミュニケーションを取ることができ、寂しさが原因で再犯に繋がるのであれば、後見人の選任は多少の抑止力になるのではないかと思う。

(清水(千)委員)

検察庁による入口支援から生活保護に繋がった方について、状況、経過等について説明(非公開)。

当事者に社会復帰後の生活環境を整える能力がない場合、コミュニケーション能力が低くて、他者との交渉とか説明能力がない場合等において、入口支援は、本人にとってありがたく重要なことだと思う。また、生活保護の窓口に繋げるという、再犯防止と合わせて福祉の視点からも非常に重要なことだと思う。再犯を重ねて、入口支援と出口支援を行ったり来たりしている事例もあり、引き続き関係機関と連携を図りながら、十分に本人の適性を見極めるなどして適切な支援に努める必要がある。

(2) コロナ禍後の犯罪・非行の傾向について

座長から、資料3-1から4-3までに沿って、令和4年から令和6年までの神奈川県内及び横須賀市内における刑法犯認知件数と傾向について説明の後、委員から各機関における取組や状況等について説明。

(泉水委員)

まず犯罪について、窃盗、詐欺等の財産犯、暴行、傷害等の粗暴犯、性犯、薬物事犯、主に4つに大きく分かれるが、横須賀市内の件数について確認したところ、粗暴犯、性犯、薬物事犯の件数に大きな差は表れていないが、令和2年は窃盗犯である空き巣、自転車盗の件数が少なく、横須賀署管内における件数も少なかった。やはり人流が減った、在宅する人が増えたということが件数に表れていると思う。

現状だと匿流(匿名・流動型犯罪グループ)、特殊詐欺が多くなってきており、その抑止、検挙に必死に取り組んでいる。ただ、横須賀署管内では令和5年が54件、被害総額が1億円、令和6年は25件、被害総額は5,400万円と約半分に減っている。取組として金融機関との連携や、詐欺が疑われる電話があったと通報があった場合に、犯人が引き出しに来ることが見込まれる場合の対応や、見込まれない場合でもその地区で広報を行ったり、市や町内会長の協力により、チラシを回覧板で回したりということも行っている。加えて電話の撃退装置の貸出や、ラジオやYouTubeでの声掛け等、いろいろな方々の協力をいただきながら、防止のための取組を行っている。これらの取組により半減に結び付いたのかはわかりかねるが、更なる取組をいろいろな方面、角度から検討をし、呼びかけをしていきたいと思っている。

(金委員)

令和4年から5年、6年、神奈川県内での刑法犯認知件数の増加については、やはりコロナ

明けで人流が増えているというのが理由の一つと考える。横須賀市内における令和6年の大幅な減少理由は一概にはわかりかねるが、市民生活課をはじめとした横須賀市役所の方がイニシアチブを取って、また、安全安心まちづくり推進連絡協議会など地域住民の防犯意識も非常に高い地域であると感じる。そういったものが大きな要因となって、大幅減少に繋がっているのではないかとと思われる。

田浦署管内は、令和4年は167件で令和5年は176件と微増しているが、令和6年は暫定値で155件と、横須賀市内全体とリンクして、神奈川県内では増加しているものの田浦署管内でも減少したところである。先ほど申し上げたとおり、地域住民の協力があって、約10%の減少に繋がったと分析をしている。令和6年を手口別に分けると、やはり最も多いのが自転車盗で40件、全体の約26%、次に万引きで28件、全体の約18%である。いずれも窃盗犯だが、この二つで半分近くを占めており、引き続き防止対策を行っていく。

また、いま社会的に闇バイトとか住宅強盗と言われている侵入盗が6件という状況だった。総数から見れば比率としては小さいが、住民の体感治安を非常に悪くさせるものである。自転車盗や万引きの防止対策も然りだが、合わせて侵入盗の対策として闇バイトの加担防止対策や、住民の方にC P商品と言われる防犯性の高い商品を住宅設備に取り入れてもらったり、そのような事件を認知した場合は、きちんと被疑者を検挙していく等、いろいろな方面から侵入盗の根絶を目指していきたいと考えている。

(米澤委員)

横須賀南署管内についても、コロナ禍とコロナ明けでは認知件数が微増をしている。緊急事態宣言下は夜の街に人が歩いていない、居酒屋なども開いていないという状況で、酒に起因するトラブルや犯罪がなくなったが、やはり人流が元に戻りつつあることが原因だと思う。

横須賀南署管内は令和4年は490件、令和5年は547件と、他地区と同様に刑法犯の認知件数は増えている。令和6年は暫定値だが455件で16.8%減少をしている。主なところで自転車盗と万引きが大きく数を減らしている。刑法犯認知件数の取り方は警察が通報を受けて被害届を取った件数だが、実際は、被害届を取らないにしても、警察で取り扱っている件数はこの数値以上に多い。例えば、スーパーで万引きした高齢者を捕まえたものの、今回は被害額が僅少のため被害届を出さないという取扱いもある。それに味を占めて何回も繰り返す者が中にはおり、家族がいれば家族に事情を説明して、今後の監督をしっかりと依頼するが、家族がいない者をどうするかという点が今後の課題と思う。

少年事件に関しても、やはりコロナ禍後に人流が戻ったことで、いろいろな地区に遊びに行き、グループ同士でトラブルがあって、そこから暴行や傷害に発展する事件が目立っている。また、少年が薬物、特に大麻が身近に迫ってきていることを危惧している。少年の薬物対策について、今後、薬物の恐ろしさや依存性について、学校と連携して対策していかなければいけないと思っている。

(中原委員)

保護観察所における保護観察事件の状況について、令和4年末に保護観察中の者が1,598件だったところ、令和5年末は1,620件で微増している。令和6年は公表できる数字はないが、やはり微増というところである。特に、家庭裁判所で保護観察決定を受ける少年の増加が目立っていると感じる。また、仮釈放者も若干増えているが、適切に仮釈放が行われることで、地域への社会復帰のソフトランディングを図ることが可能となる。

事件的にはやはり少年が増えていると感じている。全国的にも検挙件数が増えて、人口比で

も増えていることが犯罪白書にも記されているが、神奈川県の場合としては、最近では耳にしなかった暴走族が、暴走行為ではなく暴走族というチームで傷害事件や暴行事件といった別の事件を起こしており、少年がまた固まり始めている、外へ出てたむろするようになっていると感じている。

また、全体としての統計だと性犯が極端に増えているわけではなく、性犯そのものは割合からすれば多くはないが、少年事件で保護観察決定になる性犯事件が増えている心象がある。資料に記載されている神奈川県の強制わいせつ事件が、令和4年、5年、6年と少しずつ増えているのが気になる場所である。一方で横須賀市の不同意わいせつについて、件数としては大きな動きはないものの、人口が多い相模原市よりも不同意わいせつが多いのも気になる場所である。

先ほど警察署から薬物の話が合ったが、覚醒剤事件が少しずつ減り大麻が増えているのは、少年それから若い世代の青年含めて、近年続いている状況である。令和6年12月に、大麻については所持だけでなく使用も犯罪として検挙されるようになったため、しばらく増加が続くのではないかと考えている。薬物依存については依存対象が時代とともに変わっており、シンナーについては現在はほぼ聞かなくなり、非常に流行った覚醒剤が少しずつ減って今は大麻になっている。また、犯罪ではないが少年事件の中で気になるのが、朦朧とした状態を得ることを目的に風邪薬と市販薬を大量に服薬するというオーバードーズが、少しずつ犯罪、非行の背景にある状況が見られる、薬物の依存の対象として出てきているところが気になっている。コロナとの関係はわかりかねるが、そのような傾向が全体的にあることを感じている。

(久保田委員)

コロナ禍後の犯罪、非行の傾向について、横須賀刑務支所に関連した事項として特に目立つものとしては、窃盗事件で入所する者の割合が増加していることがあげられる。令和4年が約16%、令和5年が約21%、令和6年は現時点で約31%となっており、令和4年から6年にかけて約2倍と大幅に増加している傾向にある。窃盗事件で入所者が増加した背景として、犯罪白書のデータから引いてきたものだが、令和5年は全体の刑法犯認知件数が前年と比べて17%増えており、その中で窃盗事件が最も多く約48万件、全体の約69%となっていることがあげられると思う。

横須賀刑務支所の収容人員の増減については、コロナ禍後の収容人員として特段目立った動きはないが、人流が活発になったというところで、人員の増減については今後も注視していきたい。

(實福委員)

久里浜少年院の収容少年については、令和5年5月を境に、その前後でどのような事件が増えているかを見たところ、大きな変化はなかった。傷害、強盗、詐欺は依然として多く、傷害と強盗だけだと全体の約3割、その前後で変わらない状況である。意外なところで窃盗が大幅に減っている。違法薬物の使用歴は令和5年5月を境に上昇しているという状況で、覚醒剤や他の薬物でかなり上昇傾向が見られた。

コロナが5類になったことが理由ではないかもしれないが、昨年4月の収容人員が50名弱だったところ、現在は60名を超えている。人流、社会活動が活発になったということもあるかもしれないが、特定少年18歳、19歳の者が刑事施設での受刑一歩手前で、再度少年院にと増えているケースもあるのではないかと考える。

先ほどグループでの犯罪との話が合ったが、少年の事件内容を見ると単独での事件はあまり

なく、グループで誰かの問題処理で出向いたところで傷害事件を起こしたり、一対一ではなく、複数体で臨むというような体制がまた戻りつつあると思っている。付随して、余罪を持っている少年が非常に多くなっており、いろいろと調なども来ている。久里浜少年院にいながら逮捕となる件数も増えてきており、また少年院に戻ってくるケースもあるが、そのまま受刑ということもある。やはり社会活動が活発になって、薬物も入手可能になってきた、集団になってきたというところが現状と思う。

(鍛冶委員)

昨年の横浜少年鑑別所の入所者数は485名、前年が426名で15%ほど増えている。コロナ禍で、本来これぐらい犯罪が起きるであろう数字から、大きく低い数字になっていたところ、コロナ前の数字に戻ってきたということがあるかと思う。令和2年の2月、3月ぐらいから世間でコロナが騒がれ始めたが、令和2年の入所者数が448名、令和元年が546名、昨年の入所者数はその中間にあり、その予想が正しければ、ここからあまり大きく増えることはないのではと見ている。

入所してきた少年の罪種は、窃盗や詐欺などの財産犯が最も多く、次いで、傷害、暴行、恐喝などの粗暴犯、その次に薬物で、これは大きく変わっていない。また、昨年は強盗事件がそれまでより多く、暫定値しか出せていないが、2倍、3倍になっているように思われ、闇バイト系の事件が増えたことによって上昇していると感じられる。他には、中原委員からもあったように、地域で不良少年が固まって事件を起こし、昔の暴走のような事件や、一対一ででの喧嘩がこの1年は見るようになった。

また、闇バイトの現状等について講演依頼を受け、昨年1年間のうちの闇バイトに関わった少年の特徴を調べてみた。SNS経由で、犯罪、非行に縁がないような人たちが、犯罪、非行だと知らずに応募して巻き込まれてしまうという報道が多く見られるが、警察で公表している、逮捕されて捜査を受けた1,000人以上の人たちがどのような経緯で受け子になったのかとのデータによると、全年代SNSからの応募が約半分で、次いで知人等の紹介が約27%だったが、年代別の内訳を見ると、少年では全体で188名のうち56.9%が知人等の紹介、SNSからの応募は約3分の1だった。昨年の横浜少年鑑別所の入所者のうち、闇バイト系事件に加担していた少年は、知人、友人、先輩からの紹介は51名中48名で94%、SNSからの応募は3名で6%だった。次にどれぐらいが犯罪だと認識していたのかという点について、入所時すぐの面接で、51名中48名、94%が犯罪だと認識していた。

少年鑑別所への入所は家庭裁判所で観護措置を取る、取らないというフィルターがかかり、悪質だったり家に返せない事情があったりという場合に、少年鑑別所に入所してくるようになるが、そのような少年のほとんどが友人、知人、先輩からの紹介で、犯罪行為と認識してやっていることがはっきりわかったところがある。対策として、そのような不良仲間との関係、交友に対していろいろ介入していくことが非常に重要なことではないかと、改めて認識した次第である。

(大野委員)

事件送致件数から見ると、全体件数の傾向は緊急事態宣言が出されるなどした令和2年以降、横須賀も全国的にも受理件数は減少傾向、横須賀では令和3年で底打ち、全国的には令和4年で底打ち、その後増加傾向に転じている。データは令和5年度までしかないが、令和5年度は横須賀で底打ちした令和3年よりもプラス200件ということで増加傾向である。

犯罪類型別に見ると、窃盗は受理件数的に見ると若干横ばいか、今年度は減少に転じるので

はないかと感じている。特殊詐欺は令和4年をピークにやや減少傾向を見せており、ご説明のあった警察の特殊詐欺対策の取組が功を奏しているのではないかと感じている。

少年事件の増加はデータが出ており、家裁送致件数は令和3年で底打ち、その後増加傾向で、令和5年に比べると1.6、1.7倍に増えている。

今年度の認知件数は逆に減少傾向を見せているようだが、令和5年度までだと恐喝が増えていく。恐喝の事件が増えているのは、少年事件増加、集団化の中での事件なのかと感じる。あとは強盗も増えている。

薬物については、保護観察所から話のとおり覚醒剤は減っているが、大麻はコロナ前後を問わずほぼ横ばいである。昨年12月施行の大麻取締法改正によって、大麻を使用した場合も処罰されることになった。今後は改正法の積極適用もすることにより、大麻を違法薬物の入口として覚醒剤などにエスカレートしていくという事犯の芽を摘む取組もやっていければと思っている。

令和6年度の認知件数だけ見ると減少だが、このまま減少なのか、また増加傾向を見せるのか、引き続き注視、警戒をしていく必要があると考えている。

(佐藤委員)

こども家庭支援課で行っている、巡回指導員による巡回指導においては、令和元年度と、3年度から5年度までは1年間で約330件の指導等を行ったが、2年度はコロナで外出が少なかったこともあり、指導件数が大幅に減少して200件、例年の60%程度だった。店舗が営業していなかったために、夜間の遊技場の出入りなどが少なかった状況によるものと思われる。指導にあたる行為の類型としては、例年、喫煙が約30%を占め、次に夜間の遊技場への出入りが約15%、その他は喫煙の黙認、公園への自転車などの乗り入れなどがある。指導を行った件数に大きな変化はないが、令和3年度から微減が続いている。実際にはまだわからないが、今年度12月までの指導件数から、例年と比較して今年度は大きく減少するのではないかと考えている。

(橋委員代理)

令和2年、3年の本当に学校が動かない時期に比べると、4年度、5年度、6年度は件数としては増えてきているが、この3年にかけては特別増減があったようには感じられない状況である。

子供の様子として、最近はどこかに集まることが増えている。一方でスマホやSNSを通じた世界も子供たちの一つの居場所になっていると感じる。子供たちはその両方を使って、問題もハイブリッド化してきている状況があり、子供同士の繋がりが広域化しており、対応も非常に難しくなっていると感じる。

保護者の状況としては、学校に相談するよりも先に関係機関に相談が入ってしまう、学校が知らないところで各所に連絡が入り、後手後手で学校が動き始めるという案件も出てきている。児童生徒理解に努めて、寄り添う気持ちを持ちながら一生懸命に対応している学校と、連携して進めていきたいと考えている。

(3) 久里浜少年院における社会貢献活動について

實福委員から、久里浜少年院で行っている三つの社会貢献活動について紹介。

一つめの取組として、少年院法に定める特別活動指導、併せて再犯防止に向けた総合対策にお

ける取組として位置付けられる社会貢献作業活動として、近隣の社会福祉施設、高齢者施設で使っている車椅子のクリーニングを実施している。取組終了後のアンケートでは、誰かの役に立つことができると感じたとの回答が多くなっており、社会の一員としての役割を実感させ、自己有用感の向上につながっている。

二つめの取組として、花や植物に携わることで心の成長を促すことを目的として、学校教育の現場に導入されている花育を、全在院者を対象に実施している。各在院者が育てた胡蝶蘭は、児童養護施設や小児医療専門病院、難民支援施設などに贈呈している。効果検証を目的としたアンケートを実施したところ、自分が誰かの役に立てているかどうかという気持ちについて、とても感じている、やや感じているとの回答が増え、自己有用感や自己肯定感を付与する機会となっている。

三つめの取組として、職業指導実習として栽培している農作物について、収穫量が多く久里浜少年院で消費し切れない場合の使い道を検討し、こども食堂への寄付を始めた。こども食堂で使われるだけでなく、近隣の高齢者の方にも届けられている。在院者も自分たちが作った農産物が非常に役に立っていることに、やりがいを感じている。

(4) その他情報交換

久保田委員から、本連絡会議への参加をきっかけに、実現に向けて検討している就労支援関係の取組として、受刑者が職員に付き添って指導してもらいながら、ネット環境を通じて求職情報を得て仕事を探すという取組について紹介。

【閉会・事務連絡】

次年度の会議日程については、事務局で追って調整する。